専門委員会設置運営規程

（趣　旨）

第１条 この規程は、一般社団法人日本調査業協会（以下「本協会」という。）定款第３６条第１項及び第２項の規定に基づき、設置する専門委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（任　務）

第２条　委員会は、別に定めがあるもののほか､会長の諮問に応じ、その担当事務について調査審議し、その結果を会長に報告することを任務とする。

（設置及び種類）

第３条　定款第４条に規定する事業に必要な委員会は、理事会の議決により設置するものとする。但し、入退会審査委員会は三役で構成する。

２　前項により定める委員会の種類は、次のとおりとする。

（１）消費者保護委員会

消費者保護及び調査業の倫理一般並びに苦情処理活動

（２）広告適正・広報委員会

調査業に係わる広告の自主規制並びに消費者の保護のための広報活動

（３）教育研修・認定試験委員会

探偵業法及び関係法令の遵守と啓蒙啓発活動に関すること

研修会の充実強化並びに、業務に関する知識の習得

探偵業務に係わる基本的な知識及び能力等の高度化を図る資格認定の実施

（４）総務委員会

本協会の運営の円滑化を図るための諸活動

（５）組織拡大委員会

財政の安定化を図るための組織拡大活動

（６）入退会審査委員会

会員の入退会を審査―入会申請審議、除名、退会勧告

３　前項に定める委員会の他、定款第４条に規定する事業を達成するため、必要と認める委員会の設置については、理事会の議決を得て設置することができる。

４　委員会の改廃を必要と認める場合は、理事会の議決を得て改廃することができる。

（構　成）

第４条　委員会は、それぞれ１０名以内の委員をもって構成する。

２　各委員会の委員の内１名を委員長とし、２名以内を副委員長とする。

（１）正副支部長 …… 理事会で承認
（２）専門委員会委員長…… 理事会で定めた専門委員会の数と同数
（３）専門委員会副委員長…… 専門委員会において定めた数
（４）専門委員会委員…… 各委員会１０名以内（委員長・副委員長を含む）

（委　嘱）

第５条　委員長、副委員長は、担当事務に関して専門的知識又は経験を有すると認められる者の中から、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

２　委員（委員長、副委員長を除く）は、担当事務に関して専門的知識又は経験を有すると認められる者の中から、会長が委嘱する。

（委員長の職務等）

第６条　委員長は、会長の承認を得て委員会を招集し、委員会の運営に当たる。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する順位に従い、その職務を代行する。

（定足数及び議決）

第７条　委員会は、原則その構成員の過半数（委任状含む）の出席がなければ、開催することができない。

２　委員会の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第８条　委員会は必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

２　前項の規定にかかわらず、協会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

（運　営）

第９条　委員会の組織及び運営は、会長の承認を経て、委員長が定める。

（庶　務）

第 10 条　委員会の庶務は、本協会の事務局において行う。

（細　則）

第 11 条　この規程の定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

２　この規程に定める委員会と、目的及び構成並びに機能等が委員会と同等又は類似等と認められる機関又は組織の設置・運営等については、名称の如何を問わず、本規程を準用する。

附　則

1	平成２６年０４月０１日　施行する。	H26 年 03 月 06 日（木）第１回定例理事会承認 H26 年 03 月 06 日（一社）設立総会承諾
2	平成２７年０３月０６日　改定	H26 年度 第２回定例理事会承認
3	平成２９年０３月２３日　改定	H28 年度 第４回理事会承認 平成 29 年 04 月 01 日施行
4	平成２９年１２月０８日　改定	平成 29 年度 第３回理事会承認
5	平成３０年０３月２１日　改定	平成 29 年度 第４回理事会承認